

一括交付金化の基本的な方向性

国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

1 一括交付金の対象範囲

一括交付金の対象となる「ひも付き補助金」の範囲は、最大限広くとるべき

(原則)

- ・「現金給付は国、サービス給付は地方」との原則に基づいて対象範囲を整理すべきではないか。

(対象外の考え方)

- ・社会保障・義務教育関係 — 「ひも付き補助金」から除くこととされている「社会保障・義務教育関係」についても、全国画一的な保険・現金給付に対するものに限定して、対象外と整理すべきではないか。その他に、対象外と整理すべきものがあるか。
- ・その他 — 上記のほかに一括交付金に馴染まないものがあるとしても、最小限のもの（例えば、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金）に限定すべきではないか。

2 一括交付金の制度設計

(1) 括り方 … できる限り大きいブロックに括るべき

- ・一括交付金の括り方は、地方の自由度を拡大する観点から、できる限り大括りなブロックとすべきではないか。
- ・その際、どのようなブロックを設けるか。「経常」と「投資」を区分するか。分野間の流用を認めるか。

(2) 地方の自由度拡大と国の関わり … 国の事前関与を抜本的に見直すべき

- ・個別自治体への事前の関与を抜本的に見直し、事務の簡素化を図るとともに、事後評価の充実を図るべきではないか。

(3) 配分・総額 … 地方の安定的な財政運営に配慮するべき

- ・一括交付金の配分は、国の関与をできる限り縮小するため、客観的指標を導入してはどうか。その際、例えば、都道府県・政令市分にまず導入する等、段階的に実施してはどうか。
- ・条件不利地域、財政力の弱い団体、継続事業、団体間・年度間の変動が大きい市町村に配慮した仕組みとすべきではないか。
- ・一括交付金の総額についてどのように設定するか。

3 その他

一括交付金の制度設計に当たっては、国・地方協議の場等において、地方と協議すべき